

8/30(火)
 関東バス武蔵野営業所特別企画

131号車 さよならツアー



131号車

○ 撮影会参加車両

次期・台場線車両
 634号車



2階建て車両
 120号車



1999年から空港連絡バスや台場線などで活躍した131号車が7月にいよいよ引退！
 【次期・台場線車両】や【2階建て車両】との武蔵野営業所での最初で最後の撮影会の後は
 羽田空港・台場への周遊を一緒に！参加記念品付き！

ツアー名称 : 131号車さよならツアー
 催行日 : 2022年8月30日(火)
 旅行代金 : 5,000円(税込)【参加記念品付き】
 募集人数 : 22名(先着順・定員に達し次第受付終了となります)
 旅行行程 : 8:00 武蔵野営業所 集合
 ★ 次期・台場線車両や2階建てバスとの撮影会
 (約60分)
 9:00 武蔵野営業所 出発
 || ◆ 131号車に乗車して、
 || 吉祥寺駅～羽田空港線のルートを運行
 10:30 羽田空港 着
 || 【羽田空港施設内での休憩】
 11:00 羽田空港 発
 || ◇ 131号車に乗車し、今度はお台場方面へ！
 11:20 有明ガーデン 着
 || 【有明ガーデン施設内での休憩】
 12:30 有明ガーデン 発
 ||
 14:00 武蔵野営業所 (解散)

旅行日数 : 1日間
 最小催行人数 : 12名
 添乗員 : なし(バス会社の保安係員が同乗し、下車場所での案内をいたします)
 ◇旅行代金に含まれるもの
 バス代金
 ◇旅行代金に含まれないもの
 旅行行程に含まれない交通費および飲食代等
 ◇ご予約方法
 受付期間 2022年8月1日(月)～8月26日(金)
 関東バス運輸部貸切担当
 (03-3371-2751 平日 9:00～17:00)
 に電話にてお申込みいただいた後、ご案内する銀行口座へのお振込みをもって予約完了となります。予約が22名分に達した時点で受付は終了となります。
 ※銀行口座への振込は申し込み後7日以内もしくは8月26日(金)までにお振込みください。手数料はお客様の負担とさせていただきます。上記期間内の振込が確認できない場合はキャンセル扱いとなります。
 ※ツアーに食事のご用意はございません。有明ガーデン施設内の飲食店等をご利用下さい。
 ※交通量の多いバス営業所内での撮影会を行います。安全確保のため、未就学児のご参加はご遠慮ください。
 ※バスの座席は指定できません。弊社にて指定させていただきます。

◇取消料について
 予約の取消を行う場合、下記の料率で取消料が発生いたします。
 10日前～8日前 ツアー代金の 20%
 7日前～2日前 ツアー代金の 30%
 前日 ツアー代金の 40%
 当日(旅行開始前) ツアー代金の 50%
 当日(旅行開始後) ツアー代金の 100%
 ※取消料の算出にあたっては、お申出を当社が受理した日時を基準とします。
 ◇確定書面の交付について
 確定情報を記載する最終旅行行程表につきましては、弊社より特に連絡のない場合はホームページ等の記載内容をもって替えさせていただきます。
 ◇ご旅行条件・ご旅行代金の基準
 ご旅行条件・ご旅行代金は2022年8月1日を基準としています。
 ◇企画実施
 関東バス株式会社(東京都知事登録旅行業2-1836号)
 お問い合わせ: 運輸部貸切担当 03-3371-2751
 (平日 9:00～17:00)

裏面の旅行条件書もご確認ください

東京都に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、その他感染拡大のための措置が適用になった場合、ツアーの催行を中止し、旅行代金全額を払い戻しいたします。予めご了承下さい。

お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください

募集型企画旅行「旅行条件書」

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります

1. 募集型企画旅行契約
この旅行は、関東バス株式会社(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によりします。

2. 旅行お申込み及び契約の成立時期
当社は電話、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は当社が予約を受諾した日から定める期日までに申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱う場合があります。

3. お申込み条件
(1) 旅行目的やお客さま層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(2) 特別の配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。この場合、当社が講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、ご参加をお断りさせていただく場合があります。

(3) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他事由により、医師の診断または治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客様のご負担になります。

(4) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

(6) お客様が暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力であると判断したときは、お申込みをお断りする場合があります。

取消・変更日	取消・変更料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊付旅行	当募集企画旅行
①21日目にあたる日以前の解除	無料	無料
②20日目にあたる日から11日目までの解除	旅行代金の20%	無料
③10日目にあたる日から8日目までの解除	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日目にあたる日から2日目までの解除	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%
⑧旅行開始後の解除	旅行代金の100%	旅行代金の100%

(2) お客さまご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

10. 当社による旅行契約の解除
①お客さまが第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうときは、当社は当該期日の翌日から旅行契約を解除する場合があります。このときは、第9項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
②次の事項に該当する場合は当社は旅行契約を解除する場合があります。
a. お客さまが当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b. お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c. お客さまが他のお客様または迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
d. お客さまが暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力であると判断したとき。
e. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
f. お客さまの人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日曜日旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止の通知をいたします。
g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じたときにおいて、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれ極めて大きいとき。
h. 慢性疾患、認知症、身体に障がいをお持ちの方および車いすを使用している方は同乗者の同行がないとき。
i. 妊娠中の方、食物アレルギーをお持ちの方は健康診断書のご提出をお願いいたします。当社の判断でご参加をお断りさせていただく場合があります。
j. ご高齢のお客様には原則同乗者の同行をお願い致します。同乗者がなく単独行動が出来ないいと当社が判断した場合はご参加をお断りさせていただく場合がございます。

11. 添乗員
(1) 添乗員は同行いたしません。係員が同乗し、降車場所までのご案内をいたします。
(2) 通訳案内士は同行しません。
12. 当社の責任及び免責事項
(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
(2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
(3) お客さまが次に例示する事由により、損害を被られた場合は、当社は(1)の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは中止。
②運送・宿泊施設等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
③官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
④自由行動中の事故。
⑤食中毒。

上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6. 旅行契約内容の変更
当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

7. 旅行代金の変更
当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算して15日前にあたる日より前にお客様に通知します。

8. お客さまの交替
旅行者の交替はお受けできません。

お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください

募集型企画旅行「旅行条件書」

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります

⑥盗難
⑦運送機関の遅延不通スケジュール変更・目的地滞り期間の短縮。
13. 特別補償
(1) 当社は第12項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償の規定により、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が第12項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
(2) お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハンググライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運転中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

14. お客様の責任
(1) お客さまは、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利・義務そのほか募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(2) お客さまは、旅行開始後において、万一パンフレット等に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹事員、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

15. 旅程保証
(1) 当社は次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、第5項(2)で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し支払います。
(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項(2)に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
(3) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替え、これと対応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

16. その他
(1) お客さまの怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物の紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。
(2) 道路渋滞により予定時間通りに進行できない場合があります。また、その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が発生しても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(4) 座席はお申込順に当社にて指定させていただきます。原則として座席変更はできません。
(5) シートベルトの着用は法令で定められておりますのでお願いいたします。
(6) バス内は全面禁煙です。
17. 旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件は2022年8月1日を基準としています。また、旅行代金の算出は2022年8月1日現在の運賃・規則を基準としています。

この旅行条件書に定めのない事項は旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)当社募集型企画旅行約款によりします。当社募集型企画旅行約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

個人情報の取扱について
個人および当社指定販売店記載の委託旅行者は、旅行申込の際に提出いただいた申込書に記載された個人情報についてお客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲で当該機関等に提供いたします。また、このほか当社および販売店の旅行商品のご案内をお客さまにお届けするために、お客さまの個人情報を利用していただくことがあります。

★確定情報を記載する最終旅行行程表
当社より特に連絡の無い場合は、パンフレット表記内容を以て替えさせていただきます。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金 旅行開始日前日/旅行開始日前日までにお客さま以降にお客さまに通知した場合/に通知した場合	
①パンフレットに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行目的地的変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集型企画旅行に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した宿泊機関の客室種類、設備または景観の変更	1.0%	2.0%
⑦上記①~⑥に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1) 1件とは運送機関の場合1乗車毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
注2) ⑥または⑦に掲げる変更が1乗車毎または1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車毎または1泊につき1変更として取り扱います。
注3) ⑦に掲げる変更については、①~⑥の料金を適用せず、⑦の料率を適用します。

【旅行企画・実施】

関東バス株式会社

東京都中野区東中野5-23-14

一般社団法人 全国旅行業協会会員

東京都知事登録旅行業 第2-1836号

旅行業取扱主任者 荒谷 剛史

● 振込口座

三菱 UFJ 銀行 高田馬場支店

当座 9000159

関東バス株式会社

お申込み・お問い合わせ

関東バス株式会社運輸部貸切担当

Tel 03-3371-2751

(平日 9:00~17:00)